

家事調停官が取り扱う調停事件の指定，処理等について

平成15年12月17日家事部裁判官申合せ

平成16年1月5日家事調停官了承

平成16年3月15日一部改正

平成16年9月15日一部改正

平成17年3月18日一部改正

平成17年9月1日一部改正

平成17年9月13日一部改正

平成17年12月16日一部改正

平成18年9月19日一部改正

平成19年10月1日一部改正

平成20年4月12日一部改正

平成20年10月1日一部改正

平成22年10月1日一部改正

平成23年10月1日一部改正

平成24年10月1日一部改正

平成25年10月1日一部改正

第1 家事調停官に対する家事事件手続法第251条の指定（以下「本指定」という。）は，次のとおり行う。

- 1 家事調停官平賀達郎に対しては，家事第1部A係に分配された調停事件のうちから，適宜のものについて，同係の裁判官が本指定を行う。
- 2 家事調停官澁谷麻衣子に対しては，家事第1部B係に分配された調停事件のうちから，適宜のものについて，同係の裁判官が本指定を行う。
- 3 家事調停官荒川雄次に対しては，家事第1部C係に分配された調停事件

のうちから、適宜のものについて、同係の裁判官が本指定を行う。

- 4 家事調停官一澤昌子に対しては、家事第2部A係に分配された調停事件のうちから、適宜のものについて、同係の裁判官が本指定を行う。
- 5 家事調停官澤田有紀に対しては、家事第2部B係に分配された調停事件のうちから、適宜のものについて、同係の裁判官が本指定を行う。
- 6 家事調停官田中宏幸に対しては、家事第2部C係に分配された調停事件のうちから、適宜のものについて、同係の各裁判官が本指定を行う。
- 7 家事調停官末弘婦紗子に対しては、家事第2部D係に分配された調停事件のうちから、適宜のものについて、同係の各裁判官が本指定を行う。

第2

- 1 家事調停官が弁護士として代理人になっている調停事件は、事務分配規程第7条2、4の定めにかかわらず、当該家事調停官に対して本指定をする係及びその係の属する部の他の係には、分配しない。
- 2 分配後の調停事件に家事調停官が弁護士として代理人になったため、当該家事調停官に対して本指定をする係及びその係の属する部の他の係に当該調停事件が係属することとなった場合は、当該調停事件を家事第1部、家事第2部の協議により定める他の部の係に割り替える。この場合における各部係が分配を受ける調停事件の件数は、新件をもって調整する。
- 3 家事調停官は、2に該当する事由が生ずるに至ったときは、その旨を速やかに家事訟廷管理官に申し出るものとする。

第3 家事調停官が取り扱う調停事件については、できるかぎり午後遅い時間帯の期日指定を避けるように配慮する。

第4 家事調停官が取り扱う調停事件の成立調書については、当日中に作成し、家事調停官の認印まで終える扱いを原則とする。当該家事調停官、本指定をした部係の裁判官、裁判所書記官、その他の関係者は、右取扱いのために必要とされる適宜の相互協力を惜しまないものとする。

第5 家事調停官が取り扱う調停事件について、当該家事調停官の登庁を待つに適しないなど、やむを得ない事由があるときは、当該家事調停官に代わって、本指定をした部係の裁判官が適宜の措置を代行するものとする。

また、やむを得ない事由により当該家事調停官の定例執務日以外の日に期日指定をしたときは、当該期日については当該家事調停官に代わって、本指定をした部係の裁判官が担当する。

第6 家事調停官が取り扱う調停事件について法廷警察権（裁判所法第72条、法廷等秩序維持に関する法律に基づく権限）を行使する必要があるときは、本指定をした部係の裁判官がこれを行行使する。

第7 家事調停官は、その勤務日に家事部裁判官連絡会が開催されるときは、これに出席することができる。

附則

この申合せは、平成25年10月1日から施行する。